

X 監査指導課の業務概要

平成 16 年 4 月組織改正により、県内 5 ヶ所（習志野・松戸・印旛・山武・君津）の健康福祉センターに監査指導課が設置され、社会福祉法人及び社会福祉施設等（以下「社会福祉法人等」という。）の指導監査業務を実施している。

1 指導監査業務の概要

- (1) 社会福祉事業を営む社会福祉法人の運営管理及び会計管理についての指導監査
- (2) 社会福祉施設等（特別養護老人ホーム等の老人福祉施設、保育所等の児童福祉施設、幼保連携型認定こども園及び障害者支援施設）の運営管理、入居者処遇及び会計管理についての指導監査
- (3) 認可外保育施設の立入調査及び有料老人ホーム（有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を含む。）の立入検査
- (4) 介護保険指定事業所、指定障害福祉サービス事業所、指定障害児通所支援事業所等の実地指導

2 印旛健康福祉センター監査指導課の所管区域

- (1) 印旛健康福祉センター管内
成田市・佐倉市・四街道市・八街市・印西市・白井市・富里市・酒々井町・栄町
- (2) 香取健康福祉センター管内
香取市・神崎町・多古町・東庄町
- (3) 海匠健康福祉センター管内
銚子市・旭市・匝瑳市

3 監査等の実施状況等

(1) 監査等の実施状況

社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査は、社会福祉法等の関係法令及び県の「社会福祉法人及び社会福祉施設指導監査要綱」等に基づき、社会福祉法人及び社会福祉施設等の適正かつ円滑な運営の確保を図るため、計画的に実施している。

平成 28 年度の監査等の実施数は 891、前年度比 2.3%の増であり、主に保育所及び指定障害福祉サービス事業所の実施数の増によるものである。

(2) 主な指摘事項

平成 28 年度の主な指摘事項は以下のとおりである。

ア 社会福祉法人については、理事会・評議員会の運営に関する事項、会計管理に関する事項及び定款変更に関する事項

イ 社会福祉施設については、施設設備の管理に関する事項、入所者処遇に関する事項及び会計管理に関する事項

- ウ 保育所については、職員の配置等に関する事項、施設設備の管理に関する事項及び会計管理に関する事項
- エ 介護保険事業所については、運営に関する基準及び設備に関する基準に関する事項並びに運営規程・重要事項説明書に関する事項
- オ 指定障害福祉サービス事業所については、支援計画作成等の手続に関する事項、施設設備の管理に関する事項、運営規程・重要事項説明書に関する事項

表1 社会福祉法人等の指導監査実施状況

種別	区分	平成28年度					
		法人・施設数 A	計画数 B	計画率(%) B/A	実施数 D	うち、実地 監査・指導	実施率(%) D/B
社会福祉法人等	社会福祉法人	46	46	100	46	46	100
	1 社会福祉協議会	5	5	100	5	5	100
	2 施設を運営するもの	38	38	100	38	38	100
	第一種経営	31	31	100	31	31	100
	第二種経営	7	7	100	7	7	100
	3 施設を運営しないもの	3	3	100	3	3	100
	児童福祉行政(市町村)	16	16	100	16	16	100
	計	62	62	100	62	62	100
社会福祉施設等	社会福祉施設(第一種)	141	86 (87)	61.0	87	87	101.2 (100.0)
	1 保護施設	2	2	100	2	2	100
	2 老人福祉施設	103	48 (49)	46.6	49	49	102.1 (100.0)
	3 児童福祉施設	9	9	100	9	9	100
	障害児入所施設	4	4	100	4	4	100
	児童自立支援施設	0	0	0	0	0	0
	乳児院	0	0	0	0	0	0
	児童養護施設	5	5	100	5	5	100
	情緒障害児短期治療施設(児童心理治療施設)	0	0	0	0	0	0
	母子生活支援施設	0	0	0	0	0	0
	4 婦人保護施設	0	0	0	0	0	0
	5 障害者支援施設	27	27	100	27	27	100
	保育所	167	167 (165)	100	165	85	98.8 (100.0)
	幼保連携型認定こども園	4	2	50	2	2	100
	認可外保育施設	18	18 (15)	100	15	15	83.3 (100.0)
	有料老人ホーム	59	27 (25)	45.8	25	25	92.6 (100.0)
	介護保険指定事業所	1,895	670 (326)	35.4	326	326	48.7 (100.0)
	指定障害福祉サービス事業所	521	168 (155)	32.2	155	155	92.3 (100.0)
	指定障害児通所支援事業所	110	48 (42)	43.6	42	42	87.5 (100.0)
	指定児童発達支援センター	8	8	100	8	8	100
指定一般相談支援事業所	58	8 (4)	13.8	4	4	50 (100.0)	
計	2,981	1,202 (829)	40.3	829	749	69 (100.0)	
合計	3,043	1,264 (891)	41.5	891	811	70.5 (100.0)	

- ※ 第一種経営とは、主として第一種社会福祉事業を運営するもの。
- ※ 第二種経営とは、主として第二種社会福祉事業を運営するもの。
- ※ 実施数と「うち、実地監査・指導」との差は、「書面監査・指導」である。
- ※ 計画数及び実施率の()内は、追加・廃止等を加除した実質計画数及び実質実施率である。